

建設工事の低入札価格調査制度に

「失格基準価格」を導入します



所沢市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、工事のダンピング受注を防止するとともに、公共工事の品質の確保を促進するため、平成 30 年 4 月 1 日以降に締結する契約を対象に失格基準価格を導入します。

1 失格基準価格の対象となる工事

設計金額が 130 万円を超える競争入札による建設工事

2 失格基準価格の算定

設計金額に 10 分の 7 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切上げ）